

## 介護保険で受けられる在宅サービス

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、もしくは調理、掃除などの日常生活援助が受けられます。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車と専門職員が訪問し、自宅のお部屋で簡易浴槽を使って入浴の介助が受けられます。
訪問看護	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などの医療的処置や体調管理などが受けられます。
訪問リハビリテーション	専門家（理学療法士、作業療法士や看護師など）が訪問し、機能の維持回復のためのリハビリが受けられます。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で、機能の維持回復のためのリハビリが日帰りで受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
福祉用具の貸与	車いす・特殊寝台（介護ベッド）・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト・起き上がり補助用具など一部負担で借りることができます。
福祉用具購入の支給	腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、自動排泄処理装置・入浴介助用ベルトの7種類の福祉用具購入費の一部の支給を受ける事ができます。 * 1年度毎に10万円までは1割負担（残りは介護給付）
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、引き戸の新設、引き戸などへの扉の取り替え、段差解消、洋式便器への便器の取り替えなど生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、改修費の一部の補助が受けられます。利用限度額は20万円までは1割負担（残りは介護給付） * 工事着工前に申請が必要です。